○外務省告示第百八十八号

令和八年四月二十一日にコロンボで、円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の平成二十七年六月十九日付けの交換公文に従ってスリランカ民主社会主義共和国政府に供与されることになった全国送配電網整備・効率化計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和四年十月二十七日付けの口上書により令和八年四月二十八日まで延長された。）がスリランカ民主社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十二年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、スリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

令和八年五月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百八十九号

令和八年四月二十九日にハラレで、ジンバブエ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がジンバブエ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四億円

3　署名者

日　本　側　前川信隆在ジンバブエ大使

ジンバブエ側　ムトゥリ・ヌーベ財務・経済開発・投資促進大臣

令和八年五月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百九十号

令和八年五月四日にポートスーダンで、スーダン共和国におけるリバーナイル州における脆弱な農家のための食料生産能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合食糧農業機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　リバーナイル州における脆弱な農家のための食料生産能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億六千八百万円

3　署名者

日　本　側　中原隆伸在スーダン臨時代理大使

国際連合食糧農業機関側　ホンジエ・ヤン在スーダン事務所代表

令和八年五月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百九十一号

令和八年五月六日にサントメで、サントメ・プリンシペ民主共和国における選挙支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　選挙支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億四千六百万円

3　署名者

日　本　側　安東義雄在サントメ・プリンシペ大使

国際連合開発計画側　ルーク・ニョンロンフン在サントメ・プリンシペ事務所代表

令和八年五月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第七百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年五月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市古川町笹ケ洞字胡桃一六二九の一、一六二九の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐による伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年五月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市神岡町和佐保字中マコ谷一一三四の三五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐による伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年五月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市岩井町九一〇の一（次の図に示す部分に限る。）、九一〇の四から九一〇の六まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年五月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県海津市南濃町上野河戸字官山一二三七の一から一二三七の四まで、南濃町山崎字牛首一三七二の一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐による伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び海津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年五月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市小坂町大島字西ケ洞二七三六、字足谷二七四四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）